

◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

I. 放送日 令和6年1月26日(金)放送分

今週の話題

- (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告
- (2) 豊橋善意銀行だより第200号について
- (3) 令和5年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

(1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔1月18日(木)～1月24日(水)分〕

○お金の寄付は、	合計	45件	6,540,499円
内訳			
自由預託金		4件	94,229円
指定預託金(豊橋平安寮のために)		1件	10,500円
チャリティーボックス募金		4件	13,416円
災害復興支援指定金(令和6年能登半島地震義援金)		36件	6,422,354円

今週の主な寄付は、令和6年能登半島地震被災者へと36件の多くの方から義援金6,422,354円が寄せられました。豊橋善意銀行では石川県を通じて被災者へお届けしていますが、現在3,609,572円をお届けしました。

○品物の寄付は、アルミ缶、日用品、ベルマーク他合計5件ありました。

ご寄付頂きました日用品、ベルマークなどは希望する福祉施設にお届けし、アルミ缶は本行で活用させて頂きます。なお現在能登半島地震被災者への物品の寄付呼びかけはしておりません。

(2) 豊橋善意銀行だより第200号について

豊橋善意銀行では、年4回「豊橋善意銀行だより」を豊橋自治連合会のご協力をいただき組回覧で市民の皆様にお知らせしています。今回第200号は2月1日付で組回覧されます。

掲載内容は、昨年末の善意活動の活動報告、寄付金・寄付物品の受入と活用報告、第50回市民チャリティーバザー収支報告等です。

なお、本行事務所でもお渡ししています。また、本行ホームページでも閲覧できます。気付いたこと等ありましたら、本行事務局までご連絡をお願いします。

(3) 令和5年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

令和5年中に、豊橋善意銀行へ「維持会費」や「年末たすけあい活動」などへの寄付金をお寄せいただいた方は、税制面での優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるには、確定申告を行っていただく必要がございますが、この際に、「受領書」と、豊橋善意銀行への寄付が、税額控除の対象となることを証明する「証明書の写し」が必要になります。

受領書は、ご寄付をいただく都度、発行しておりますが、銀行振り込みなどによりご寄付いただいた方で、まだお手元に受領書が届いていない方は、豊橋善意銀行までご連絡ください。

また、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードし、印刷してご使用いただくか、豊橋善意銀行事務局までお越しいただければお渡しさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせいただくか、最寄りの税務署にご相談ください。

豊橋善意銀行事務局 〒440-0806 豊橋市八町通5-9

電話 (0532) 52-7893 / FAX (0532) 52-7894